

発行日：2012年7月5日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころをわれない

ころとせない

【第1号】

今春3／30、靖国合祀イヤです訴訟団、共に闘う会は「訴訟終結・終わりは始まりです集会」をもって解散とし、新たに「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」として出発しました。「アジアネットワーク」などと大上段に出発したもの、さて名称負けせずに闘いを持続していけるのでしょうか！「共に闘う会」にもましてみなさんと手を、知恵を携えて歩んでいきたいと思えます。

ごあいさつ



中国人青年による、とされる（祖母が戦中日本軍の「慰安婦」にされたことに抗議して）靖国神社大門門柱放火跡。下部焼け跡が黒く残っていた。

ネットワーク及び元原告団の今後について

◆ネットワークは年2回ほどの（8月末と12月始めを基本に）学習会を準備していく、今年は12月に第1回実施予定。学習会のテーマは、反靖国・アジアネットワークを基軸に「地域と地域、個人史も含め、人と人、時代と時代をタテとヨコにつなぐ」。

◆原告団は元原告団として継続し、年一回ほどの「合祀取り消し行動」を準備する。

靖国「訪問」を基本行動にしながら年々に具体的行動を準備する。

そのつど通信等を介して支援者等にも「一緒に靖国へ」「あなたの親族の合祀確認をしてみませんか」など呼びかけたりもしてみよう。

祀親者					申込書		申込書	
調査目的	調査場所	祀親年月日	祀親氏名	祀親住所	氏名	(より社会)	住所	住所
父	母	明・大・順	年	月	日	命	住所	住所
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所

※大体内を括弧に示す範囲で御記入下さい

ネットワーク通信を発行します

当面は年二回ほどを目安に発行します。

会費は通信会費として
年間一口 1000円
会計、会費も「共に闘う会」から継続
とします。

◆領収証は振込控えて代替えさせていただきます。会の領収証が必要な方はその旨振込通信欄でお知らせください。

引き続きよろしく

お願いします！

右の書類は、元原告たちが、5/21 靖国神社訪問時に提出した「祭神調査」用紙です。（親族が合祀されているかどうかの確認手続き）返答は郵便で送られてきました。（ページ6）に掲載しています。

「おわりは、はじまりです」

—靖国神社「お礼参り」顛末記—

菅原龍憲

2012年5月21日の日、私たち「合祀イヤです訴訟団」は靖国神社へ「お礼参り」と称する抗議行動を開始することになった。訴訟はひとまず終息したが、私たち原告(ほんとうは元原告というべきであろうが)は、「合祀取り消し」が実現するまでは靖国神社に赴き、その要請を継続する決意をしたのである。「おわりは、はじまりです」ともいうべきか。原告一同、なお打ち揃って意気軒高である。

さて、神社を訪問するにあたって、今回は神社への事前連絡なしに突然に訪ねることとなった。それは以前に台湾の訴訟団が訪問したときに、神社側はそれを拒否して社務所の扉を閉じて入れなかったということがあったからだ。今回はどうあろうとも最低限、社務所を突破して、神社側に私たち原告の「怒り」の抗議声明文をきちんと手渡すことにある。午前10時、あの「空をつくよな大鳥居」という神社の大門前に集合した。境内は平日のせいはいささか

閑散としていた。

集合したのは事務局からは菱木、山内、徐の面々に東京事務局員田中伸尚さんが加わって、まさに訴訟団最強メンバーという心強さ。さらに東京ノーハプサ訴訟の辻子さんに御園生さんが合流された。原告は私を含めて古川、松岡、吉田、富樫、釈氏の6名。総勢13名、さあ身も心も引き締めて神社社務所をめざし歩き始める。あの裁判所への入廷行動の雰囲気が漂う。私にとっては20数年にわたり、何度となく来ている場所ではあるが、ここに足を踏み入れると今なお緊張感をおぼえる。私は例のごと



まずは入念に？打ち合わせ

く、僧服に身を包み、先がけて歩いた。すると参道を横切る道路に右翼の街宣車が二台入ってきたではないか。にわかに緊迫感が辺りにみなぎる。街宣車はゆつくりと私たちの前を通り過ぎ、およそ神社には不釣り合いな異形な私を一瞥するとスーと立ち止まった。私は口を真一文字に引締め、一刻も早く駆け抜けたい思いで、少々足早になる。

振り返ってわれらが訴訟団の女性陣を見遣れば「さあ、お前ら降りてこんかい」といわんばかりの、その威圧感はなかなかのものである。

しかしまあなにごともなく私たちは神社の社務所に辿り着くことができたのである。

まず、受付で訪問の趣旨を告げて応答を待つことしばし。登場してきたのが中山という人物である。わが訴訟団にはお馴染みのようである。この人物は東京、大阪、沖縄の

合祀裁判には靖国神社の代理人として悉く傍聴し、逐一神社に報告する役割を担っていたらしい。不穏な空気を察してか、若い神官も出てきた。

玄関先でのやりとり「まあ、こんなところではなんですから・・・というのはいあなたの方の言うことやけどね」と原告の吉田さん。そりやそうだ、そっちのセリフじゃないか。「ちゃんとした責任ある方の対応をお願いできませんか」と私は語気を強めた。するとその代理人は「少しお待ちください」と言いつて奥へ引っ込んだ。やがてのほどに神社側の意向を伝えるに現れた。「面談については了解したということです。しかし今、本殿でお祭りの真っ最中なので、済みましてから対応させていただきます。なお、こちらのほうも所用がありますので、時間を限らせていただきます」と思います。またお会いするのには原告の方だけということ、そのことはご承知おきください。玄関払いを覚悟していた私たちにとっては思いがけぬ展開となった。待つこと一時間弱、案内されたのは結構広めの応接間である。

山口崇史権宮司が三人の神官を従えて登場してきた。私にとっては、ここで会ったが8年目である。山口権宮司にはじつに苦々しい思い出がある。2004年の6月、私が「公開質問状」を携えて単独で神社に赴

き、合祀の取り消しを要請したときに応じた人物である。

おりしも小泉首相の参拝違憲訴訟の最中であつた。合祀取り下げについて執拗に食い下がる私に「係争のため、あなたとの議論は希望していません」と、あっさり玄關払いを食わされた経緯があるのだ。質問状の回答もなしのつぶてであつた。

さて、私から神社側に今回の訪問の意図を告げたところで、いよいよ会談が始まる。まずはこちら側の原告古川さんが口火を切ることとなつた。以下は会談の一端を私の記憶の範囲で、できるだけ臨場感を損ねないで伝えたいと思う。



古川：「私が一番年重ねですから、まず私からお願いしたいと思います。2005年3月に韓国と台湾の遺族とともにこの社務所をお訪ねし、私は初めて靖国の合祀の取り消しを求めましたが、にべもなく断られました。これでは仕方がないのかなあと、その一年後に裁判をはじめました。私はほんとに裁判はしたくないんですよ。こういうことはね、直接お願いをして聞いていただければそれが一番よかつたんですけど。私たちは父なり兄なり、叔父なり、懐かしい

人たちが軍服姿のままでこの靖国の檻に閉じ込められているということ、は遺族としては忍びないのです。早く解放して私たちの手元に返してほしいと、そんな切なる思いをしています。これからも合祀取り消しという気持ちは変わらないし、何かの形をもってこれを訴え続けていきたい。直接に神社なり、世間なりに広めていきたいと考えております。みんなだんだんと年がいきますし、どうぞ早く靖国神社として私たちの願いを聞き入れてほしい。靖国神社もいろいろな思いがあるでしょうけど、戦後私たちが獲得した民主憲法に基づいて合祀を取り消してくださいということには間違いはないと思っております」

これに応えて山口権宮司が口を開いた。もつとも後にも先にも権宮司の発言はこの一言だけであつた。

山口権宮司：「この裁判を通じて皆さまの考えも十分に理解しております。そういう思いの方がいらつしやるということについての認識はきちつとしているつもりでございます。ただ一つの信仰の問題、そういう中で皆さま方と神社側の考え方の違うという、こういう考え方があるということをご理解いただきたいと思えます。しかしここに対立ということ

ができたために訴訟ということになりました。今回判決は出しましたが、われわれは判決そのものがこれで正義であつたとかというつもりはありません。そして皆さまの思いが裁判の結果によつて変わるとも思っております。裁判は裁判として、皆さまが今後信念をもって活動を広げていかれることもあろうかと思えますことは承知いたしております」

山口権宮司は総務部長兼務でもある。いわゆる宗務官僚独特の用心深さが身についている。じつに慇懃な言い回しではあるが、なんとも空々しい言葉である。これには間髪入れず原告吉田さんが噛みついた。

吉田：「あなた、おっしゃるようにほんとうに私たちの思いを理解しておられれば、名簿から削除してくださった方がすっきりしませんか。異物をわざわざ抱えなくてもいいじゃないですか。

信仰上の問題だと言われますが、そもそも無断合祀ということが、宗教法人として許されるのでしょうか。外してくれと言うてるのに、選択の自由のない宗教なんて考えられませんか。そういう意味においては根本的に憲法違反が行われていると考えています。

戦死者はどのような思いで死んで

いったのか。どんな死に方をしたのか。その戦死者の死にざまを含めて私たちは受け止めたいと思つているのです。それを靖国は奪つてしまう、英霊だと言つて等し並に戦死という扱いにされていることに遺族は決して合点をしておりません。山口権宮司さんはそういう人たちがいるということを前提にして、その人たちをどう遇するのを考えてほしい。

『いやや』という人たちが巻き込んでしまつているということを、きつと神社としてどういう形で誠意をもって対応されるのか、そのことも含めて今後もしっかりと見させていたいただきたいと思つています。宗教法人としてすっきりなさつたらいのですよ。宗教法人として今ここを信じている人だけにすっきりなさつたほうが靖国神社のためにもいいと思えますよ。どうですか？」

山口権宮司：「・・・」

古川：「靖国神社は強制をしてないと言つてはりますね。霊璽簿に勝手に名前が書かれているということはこのすごい強制なんです。私たちには」

松岡：「結局は全員を外してくれとは言つてないので、申し入れている遺族で切に自分の近くにおいておき

たいという気持ちを宗教法人として靖国が無視することはできないと思います。戻してほしいという遺族に對しては個別に靖国神社として判断することに不都合はないと思いますけど」

吉田：「異物は排除されたいのですよ、それで安定されたいのですよ、好きな人だけでやってほしい、嫌な人は外してほしい。それができない宗教法人というのは宗教ではないと思いますよ。なにかほかのものを抱えているから、そういうことができるんやと思っています」

菅原：「先ほど権宮司さんは、私たちの思いは理解しているけど、信仰上の問題であるとおっしゃいましたが、それは信仰上の問題というよりも、合祀という背景には、とても大きな力がはたらいている。大きな存在があるように感じます。遺族がこれほどまでに、強く要請しているにもかかわらず、遺族の意思に関係なく祀り続けることは、じつに深刻な事態です。あなた方は合祀は宗教行為と言われますが、遺族の意思を無視してなお祀り続けることは、それは宗教行為などというよりも、失礼な言い方かもしれませんが、もはや権力的行為といふべきだと思います。私も一僧侶ですが、宗教法人が宗教

活動の自由が保障されているというのは、まずなによりも個人一人ひとりの意思を尊重するという前提があつてのことではないでしょうか。

それから現在、なお東京で韓国の遺族の方々、そして沖縄においても係争中です。10年ほど前に小泉首相参拝違憲訴訟のときに、原告で韓国の金景錫キムギョンスクさんが法廷で、国の代理人に向かつて「あんたがたは、私たちの肉親を死んでまで強制連行するのか」と叫ばれたことを思い起こします。その叫びはこの国、そして靖国神社に向けられただけではなく、じつは私たち日本人遺族にも突き付けられているのではないのかと思います。ほんとうに日本人遺族として、長い間合祀を放置してきたことを恥ずかしく思っています。

私たちは、今後も合祀取り消しの要請は、それが実現するまで続けていきたいと思っています。今日は時間が限られていましたので、神社側との対話というまでには至りませんでした。今後このような会談の場を継続して設けていただきたいと思います。権宮司さん、よろしいでしょうか。お約束ただけますか？」

山口権宮司：「・・・」



無言ではあつたが確かに頷くのを一同で確認した。そして今回の「お礼参り」の目玉である原告の抗議声明文を吉田さんが朗々と読み上げた。ほぼ30分余りの会談を終え、名残惜しくも私たちは社務所をおいとましたのである。社務所を出ると、この間待っていて下さったみなさんと合流する。ひとまずほっと一息ついたところで、昼食の時間と相成った。みんな昔からある神社外苑休憩所に入る。

お土産には「靖国カステラ」などが並ぶ。食事はといえば「靖国そば」。ここはなにもかもが靖国なのだ。私はひそかに抵抗して「コーヒー」を注文した。一杯のコーヒーをすりながら、靖国からひとときの解放気分を味わっていた私に、どなたかがおっしゃった。

「靖国神社のコーヒーはね、『海軍珈琲』と言うんだそうですよ」「・・・」

(完)

海軍珈琲



靖国行動に参加して

松岡 勲

5月21日は原告と支援者による靖国行動に参加しました。当日は朝パツチリと目が開き、7時半頃の金環日食をホテル前で見ようとする人たちに混じって、観測用のメガネを借り、ちゃっかり見ることができました。不思議な感覚の朝でした。

10過ぎに靖国行動一行は靖国神社に到着し、靖国神社側と会うための待機後、11時15分頃から菅原原告団長はじめ6名は山口権宮司はじめ4名の幹部級の靖国神社側に対して合祀取り消しの申し入れ行動を行いました。

菅原団長の詳細な合祀取り下げ要求理由の説明と原告よりの肉親を靖国神社より取り戻したいという切なる要望とを訴え、原告団の声明文を読み上げました。靖国神社側は終始静かに聞いていましたが、「合祀取り下げはできない」という結論は変わりませんでした。しかし、今後とも原告の要請にははいねいに応対するとの約束を取ることができました。

私は靖国神社には、1958年の遺児参拝（中学3年生時）、訴訟に合流する直前の2007年八月に合祀取り消し要求のための靖国神社訪問と今回で都合三度靖国神社に出

かけたことになります。今回はじめて靖国神社の権宮司に会いましたが、靖国神社は戦後に宗教法人となったとしても、権宮司と幹部に「国家を背後に持ち、国家意思を体現した官僚」の姿を感じました。これが「靖国神社なんだな」と実感できた貴重な一日でした。今後とも粘り強く合祀取り消しの行動を続けていく決意を新たにしました。

「終わりは始まりです」の第一歩を踏み出しました」

吉田 文枝

靖国合祀イヤです訴訟団は最高裁の上告不受理・棄却の判決をうけて、「終わりは始まりです」の第一歩を踏み出した。国の政教分離違反を認定しながら、靖国神社の無断合祀とその継続を認めるといってもない判断をした大阪高裁の判決が確定したことに怒り心頭。なら、靖国神社に直接合祀の取り消しを求め続けるしかない、というわけで、5月21日靖国神社に出向くことになった。参加したのは原告6人とイヤです訴訟とともに闘う会事務局メンバー、東京ノー！ハプサ訴訟の事務局のメンバー、それに田中伸尚さんも同行してくれた。

アポを取らず直接の押しかけで神

社側がどう対応するか分からないなかで社務所へ。案の定、一日は祭事があり宮司が不在で応接できないという。しかし、押し問答の末、11時15分頃祭事が終わるので、その段階で相談するという。それなら「待たしてもらう」というと参集館に案内された。菅原さんの提案で待っている間に「合祀確認」をしようということになり、「靖国は無断合祀したのだから無断で取り消すかもしれないね」などと冗談を言いながら、それぞれが調査依頼書を提出した（5月29日付けで「御祭神調査の件（回答）」なる文書が郵送されてきた）。

11時30分頃であつただろうか、「会う」ということで社務所の応接室に通された。しかし原告6人だけ、写真も録音も駄目。まずはこちらから自己紹介。しかし相手側は黙っているの、そちらも名乗れと促すと、山口権宮司、オカダ、ムラタ、イナカミと名乗った。白い着物にはかま姿だから神職なのだろう。それにしても対応したくないが仕方なくという様子がありありと分かる。

菅原さんから「裁判の結果にかかわらず、合祀を取り消してほしいという私たちの意志は代わらない。今日はそのことを伝えに来た。これから来る。裁判中は係争中だからと応接しなかったがこれからは誠実に対応してほしい」と来意を説明。

それに応える感じで山口権宮司はほぼ次の様に語った。

「この裁判を通じて皆さんの考えも十分に理解している。そういう思いの方がいらつしやるということについての認識はもっているつもり。ただ信仰の問題、皆さんと神社側の考え方の違うということをご理解いただきたい。今回判決は出たが、われわれは判決そのものがこれで正義であつたというつもりはありません。皆さんの思いが裁判の結果によって変わるとも思っておりません。裁判は裁判として、皆さんが今後信念をもって活動を広げてい

かれるだろうということは承知いたしております」。

「それなら」と言う思いがつよくなり、私は思わず「靖国神社が宗教法人だというのなら、選択できない宗教法人など考えられない。余分なものを背負っているのではないか。私たちのようなイヤだというものをとりのけてすっきりしたほうが靖国神社にとつてもいいのではないか」という趣旨のことを言った。

しかし、山口権宮司の先の挨拶

というか、発言のあとは、原告がそれぞれの思いを語ってもだんまりを押し通した。

最後に原告団声明文を読み上げた。菅原さんからの突然の指名で私が読み上げることになり、若干うろろした読み上げになったが、読んでいる間にだんだん腹が立ってきて声が大きくなったかもしれない。読み終わってから「この声明文は全国に発信している。わたしたちの裁判は心を同じくする多くの支援者に支えられてきた。全国にも合祀はイヤだと思っている多くの遺



6名、調査申込み書記入、提出

族がいる」と言わずもがなの捨て台詞が口を突いて出た。

全体で40〜50分程度で私たちは退出した。外で待つてくれていたみなさんと合流、社務所内での様子を報告し、「ここで食べるの？」といいながら靖国境内の売店というか食堂で軽く食事をし、今日の行動を終了した。

ところで、あとで聞いたところによると、山口権宮司もオカダと名乗った神職も山口護国神社の宮司であつたとか。中谷康子さんは自衛官合祀事件に対する最高裁の判決に抗議し、以来24年、山口護国神社に対して合祀取り消しを求めて毎年集会をし、取り下げ要求を提出し続けてこられた。しかし、護国神社側は、つまり山口権宮司もオカダさんもこれまで一切中谷さんたちに会おうとせず、最近では文書の受取も拒否。あるうことか、ここ3年は在特会を引き込んで集会や申し入れ行動を妨害している。中谷さんは私たちが裁判を起こしたとき、「やつとあとに続いてくれる人が出てきた」と大変喜んでくださった。靖国神社との直接交渉はくしくも中谷さんたちの山口県護国神社に対する悔しさと怒りをも引き継ぐことになった。しかし、その場では、山口権宮司に山口護国神社での中谷さんに対する失礼な対応に抗議の

一言も出せずに終わつた。その残念な気持ちもあり、6月9日、その山口で開催される24回目の「自衛官合祀拒否訴訟 最高裁不当判決抗議集会」に参加してきた。講師は田中伸尚さん、テーマは『冬の時代』に単独者／隣人たり得るか——中谷訴訟と現在。田中さんの講演も是非聞きたいと思つたからでもある。菅原さんも参加されていた。

集会の主催者である『合祀いやです』少数者の人権を求める会の浦部さんが体調を崩されていて参加できなかったことは残念だったが、中谷さんの血色のいい顔色としつかりした挨拶を聞いてうれしかった。橋下と大阪維新の会によるやり放題の厳しい学校職場で、処分覚悟で「君が代斉唱時不起立」を闘っている人たちの人事委員会への提訴（当然裁判も視野に入っている）もはじまり、私たちの靖国神社への抗議の行動と同じように長い闘いになりそうだ。「講演を聴いてよかった」。靖国行動でも山口でもお世話になりました。田中さん、みなさんありがとうございました。

靖国さん、合祀イヤをあきらめないよ

古川 佳子

5月21日、靖国神社大鳥居の下で私たち原告6人と事務局、田中伸尚さんと東京の「ノー！ハプサ」事務局の総勢12人が集合して社務所に直行。

一行を出迎えたのは、沖縄、大阪、東京の裁判に来る自称アルバイトだという老人であつた。原告団長菅原さんが来意を告げると困惑顔で「一

の日は神社のお祀り日で宮司は出払っていますので・・・」とのたまう。押し問答をしていると吉田文枝さんが「玄関先で立ち話もなんですから、これはそちらさんのおっしゃることですよ・・・。部屋を用意していただませんか」とさらりと言われたので、私は闘うにはこれ位の機知がなければと感心した。

祀りがおわってからならということになったが、社務所にあがれるのは原告のみ、ということで6人だけ

増補 一六七号

平成二十四年五月二十九日

殿

御祭神調査の件（回答）

貴社の件、この御祭神調査の件につきまして、当社資料に基づき左記の通り回答申し上げます。

記

命

一、陸 皇・陸軍軍曹

二、所 属 師 団・工兵第十六聯隊

三、死 没 年 月 日・昭和十九年十月二十五日（戦死）

四、死 没 場 所・比島レイテ島パロ

五、死没時本籍地・京都府京都市下京区下松屋町通中堂寺下ル

六、死没時所属部隊・（保） 九六

七、合 祀 年 月 日・昭和三十三年四月二十一日

靖国神社社務所

★調査結果、5/29 づけで郵送されてきました。

が応接室に通された。相對するのは山口権宮司を含めて神職4人とあの老人。

菅原さんが先ず再訪の挨拶を述べ、山口権宮司が「国家のための犠牲者を信教の自由で丁寧にお祀りしていることを御理解いただいていると思う」というような常套語のあとは、皆さんだんまり。

そのあと私が、「裁判は門前払いで終わったが、父や兄、叔父の合祀取り消しの思いは変わらないので、今後もうつもり」と、まあそんなことを言った。あとを受けて吉田さんが「靖国神社が宗教法人であるなら、祀られるのはイヤだというものは除けて、崇敬者だけでお祀りされるほうがすっきりするのと違いますか」ときっぱり言われて痛快だった。それぞれが思いを述べて最後に「原告団声明」を読み上げた。

この日は参拝者もまばらで静かな靖国神社であった。

朝10時の集合時間までに遊就館に入る時間はなかったので、境内を見回った。遊就館の前にある軍馬と軍犬の像を見て思い出したのは私の次兄の愛馬の死である。兄の遺品の中に軍隊の外から極秘に出した封書があつて忘れられない。兄は41年1月に入隊して満州（中国東北部）牡丹江にやられたが43年9月、突然茨城県筑波の部隊に移ってきた。

家族は大喜びであつたが、差し出しが女性の名前の手紙には、そのいきさつが書かれていた。大意はこうである。

「ただ一人内地に還つてきて戦友もできたが、思い出すのは愛馬のこと。馬の頬や口角の柔らかさを手先が忘れない。1月10日兵長に進級。本来なら一昨年9月には兵長になっていたのだが、前の隊で自分の毛附馬（責任をもって手入れする馬）が病死したので営巢入りとなった。軍隊でそういうことがあると、どんなに一所懸命やつても頭があがらない。内地へ還れたのは沢山の班長のお陰」とある。

そのあとに続けて「内地に還つたからには母上に会いたい」と哀願する兄。それに応じて母は一度ならず二度目には私たち3姉妹を引き連れて面会に行っている。汽車を乗り継ぎ、宿屋にはお米持参の欠乏時代だった。兄の泣き笑いのような顔を出し出す。殉国賛美の靖国の一隅に建つ馬と犬の像を見て改めて思うのは、天皇に召し上げられたものたちの哀れな悲しい結末である。兵士の命は一銭五厘、馬は高価。犬は防寒帽にされたとか。



第25回政教分離訴訟全国交流集会に参加してきました 実り多く・北海道みやげはどっしり重たい提起

元原告 吉田 文枝

6月1日〜2日、今年は北海道旭川で開催された。政教分離訴訟を闘ってきた、原告、弁護士、裁判支援にかかわってきた人々そして大学の研修者など多彩な面々約40人が参加した。旭川にあるアイヌ民族博物館の館長である川村シンリツ・エオリバック・アイヌさんも参加してくれた。大阪からも総勢9名が参加した。

1日目、まずは、沖縄・大阪・東京からの報告を聞いて、いずれの裁判所も、何とか靖国神社の合祀とその継続を守りたい（国と一体の行為だからこそであるが）と論理だてになんとも無理に無理を重ねた工夫を凝らし、言い訳をし、逃げを打っている様子が浮かび上がってきた。それをどう追い詰めるか、まだ一審判決（とんでもない判決だが）、これから控訴段階に入る東京ノーハブサ訴訟に注文が殺到する。裁判が終結してしまった私たちは、まさに「終わりは始まり」で、天皇のため、国のために「殺さない・殺されない・殺させない」思想をうち固め、そういう社会を作っていく新たな闘いと永続的な努力が、裁判に打って出た私たちには課せられているのだと痛感した。

最高裁は一旦は砂川市の政教分離違反、つまり「公有地上の神社への長期の無償

提供は違憲」と判断しながら、違憲状態を解消せよと命じれば済むものを「高裁が釈明権を行使していない」というなんとも解せない理由で高裁に差し戻した。差し戻された高裁は、砂川市が出してきた「違憲解消策」を是とし、再上告した最高裁も違憲状態が解消されたと合憲判断に転じた北海道砂川政教分離訴訟。まったくもって日本の司法は「ドシガタイ」としか言いようがない。しかし、砂川市が「習俗的なもの、地域の慣習、宗教性が薄い」と主張するなかで、最高裁が自治会館は神社、そこで行われる祭事は神道の宗教行為と断定し、違憲判断をしたことの意味は大きい（靖国神社も、合祀を含めて靖国神社での祭事を何とか「伝統」ということで逃れようとしていた）。

実際砂川の空知太神社のようなケースは全国に数万カ所もあるのではないかとはいわれているとか。道内でも200ヶ所あるという。最高裁の違憲判決をどう生かしていくかは、ここでもまた「終わりは始まり」であり、私たち民衆にサイは投げられたということなのだ。

2日目の集会終了後、フィールドワークで空知太神社に行った。町内会館前の広場のまんに立っている鳥居の前の土地2メートル四方がロープで囲われてい



あたより

◆ 3/30 のご案内ありがとうございます。気持ちだけの共闘でいつも申し訳なく存じております。「はじまりにむけて」感謝感激です。神坂直樹さんを判事に勝ち取る風土に変えるまで、いのちある限り闘って行かなければならないと思っています（豊明市 K.T）

◆ヤスクニ訴訟長い間本当にありがとうございました。昨年共に祈り闘ってきた妻が突然召天しました。「終わりの始まり」のため「記念基金」カンパお贈りします。皆様どうぞお元気で（堺市 Y.A）

◆長い間、皆様本当にご苦労さまでした。

◆永い間ご苦労様でした。新たな闘いの始まりです。ともに頑張りましょう。僅かですが、カンパさせていただきます（金沢市 H.K）

◆皆様、本当にお疲れさまでした。次なる“始まり”のためしばらく休息をおとりください。すばらしい冊子をお送り下さり、ありがとうございました。少々ですがカンパです（神奈川 S.M）

◆原告の皆様、弁護団、事務局の皆様長い間本当ににお疲れさまです。国家権力とはどういうものか考えさせられ、改めて歴史認識をしっかりとらえなければと思いました。気持ちだけのカンパです（堺市 Y.K）

◆「終わりは始まりです」ありがとうございます。（箕面市 K.S）

◆「終わりは始まりです」はずばり、力づよくて美しいことばですね。心苦しくも直接参加がかなわないままでした。長い闘いのおせわや記録に感謝します。細心にして大らかな次への元気を（大津市 T.S）

◆冊子ありがとうございます。ご尽力に心から感謝しています（兵庫県 G.U）

◆一応のマクヒキごくろうさま（伊勢市 N.H）

◆カンパ、会費、少額ですが…まだまだ終わらせません（京都市 S.M）

◆通信費送ります（千葉県 M.Y）

◆キナ・クサイ臭いが西からしてきます。この道はいつか来た道、はゴメンですね、9条がこれを防ぎます。民主憲法を死守しなければ…と願っています（あきる野市 M.M）

◆靖国合祀イヤです通信最終号、ありがとうございました。終わりは始まりなのですね、DVD「靖国の檻」の皆様顔をうかべながら読ませて頂いています。東京と大阪、首都と準首都の首長がファシストなんて世界でも日本だけでしょう。3. 11までデコにするファシズム化するニッポン。この闘いがますます大事になってしまふんですね。ひとの死を個人、私人にもどせるのはいつの日になってしまうんでしょうか。できることから…（東京 K.T）

北海道はアイヌモシリ（アイヌ「人間」

る。町内会を地縁団体とすることでその土地を貸しだし、そこに町内会館の中にあった祠を引き出すのだという。広場前の鳥居を入ると右横にある「地神宮」は、あまり大きすぎて移動できないからと「地神宮」と大きく彫り込まれていた文字を削り取っていた。話には聞いていたが荒々しく削り取られた跡を見ていると、「えっ、こんなことをしてもいいの？」こんなことが出来るのならすっきり鳥居や祠も取り払ったらいじゃないか」と思い、この状態を高裁・最高裁が「現実的かつ合理的」だとしたのかと、啞然とした。しかしである。そのあとに「開拓記念碑」と改めて彫り込むのだという。そして、道路に面して鳥居の左横、広場の角に大きな碑が立っていた。見ると、「上川道路開削記念碑」とある。上川道路の開削に樺戸集治監と空知太集治監の囚人が使われ、苛酷な労働で多くの死者が出たと碑の裏に説明されている。

の大地）であり、北海道開拓とは明治政府によるアイヌモシリ侵略であり、神社は殖民した和人が自らの安寧を願う場所として作られていった。そして北海道の開拓のためにまずは「囚人」があてられた。アイヌも労働者として動員されたかもしれない。しかも、この時期の樺戸集治監、空知太集治監には自由民権で闘った政治犯が多数収容されていたという。空知太神社は天皇制国家のアイヌモシリ侵略の実に象徴的な場所だったのだ。私は、この集会に参加してくれたアイヌ民族博物館館長である川村さんと集会に参加しての感想をも含めてゆっくりと話しをし、もう一度、旭川の歴史、旭川アイヌの歴史を学びなおさなければと強く思った。

原告の谷内さん、加藤さんがこの裁判にこだわったように、戦前・戦中は地域の神社は地域の人々を有無を言わさず氏子とし、兵士を戦地に送り出すための装置としてもあったのだ。しかも戦後も違憲状態の「自治体神社」が今に至るまでここに、そして全国に存続し続けている。一日目の午後6時からは高橋哲哉さんの講演があった。テーマは「犠牲のシテムー靖国沖縄・福島」であった。高橋さんは、国家による戦争も、沖縄戦そして米軍基地が押し付けられている現在の沖縄も、国策による原発が押し付けられその苛酷事故により人々が命を脅かされ、生地を追われた福島（もちろんも被爆が前提の原発労働者も）、いずれもがそうであるように、国家は必ず「犠牲のシテム」を組み込んでいると指摘した。まさにそうなのだ。「犠牲のシテム」をどう壊していくか、そのために私たちは靖国訴訟・政教分離訴訟を闘ってきた。国家と私たちの関係を問い直す意識を明確にした運動をどのようにしてつくっていくのか、今私たちは問われているのだ。6月1日〜2日の北海道旭川での経験は、私にとっては実に重い、しかしとても実り多いものとなった。

編集後記

◆新たな出発第一号通信です。いかがですか。ちよつと一新で縦組みにしてみました。アジアネットワーク縦系横系と組み合せて何か新しい発見があるかも。世の中とことん暗くなればどこかで崩れた隙間から日が差すもの…！

◆今年は靖国神社へのお礼参り、旭川政教分離交流集会と参加してきました。総じての感想は、元気で尚かつ進化する元原告たち。事務局もおちおちしてはおれない。アジアネットワークと言った限りはこの難題に挑むしかない。これが私たちのキーワードでもあるのだ！

◆今年もあじさいがきれいです。七色八色の小花が寄ってかす美しさ！

新発売もよろしくね



by 徐

大阪に続き沖縄もか！！この国は、闇に向かって又一步！
6月13日、上告中の沖縄ガッティンナラン訴訟に「上告棄却・受理せず」の決定！

◆棄却不受理の理由は大阪イヤです訴訟の理由とまったく同じです。一応以下が理由です。

- 1、上告について 民事事件については最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2、上告受理申し立てについて 本件申したいの理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する

最高裁判所第二小法廷 裁判官 竹内行夫 須藤正彦 千葉勝美 小貫芳信

沖縄靖国合祀取り消し訴訟
上告棄却の司法判定に抗議する声明

司法の反動化が国民の間で公然と語られるようになって久しい。国にとって都合が悪いものは、消し去ってしまうなど今日の司法は国家行為の補完者になり下がり、法の番人としての責任放棄、その乱脈振りには度し難いものがある。

沖縄靖国合祀取り下げ訴訟を考える上で司法が最も重視しなくてはならない事は、沖縄戦の実相にしっかり向き合うことであるにも関わらず、司法は意識的に回避している。沖縄戦の住民被害はその多くが日本軍の偏見と差別、そして強制によって死に追いやられている。しかも援護法適用を通して「積極的戦闘協力者」に仕立て上げ、沖縄戦の実相を歪め捏造し、靖国合祀へと結びつけている。「援護法」適用は国家の戦争責任、沖縄戦実相をもみ消そうとする国民だましの政治行為以外になく、死者への最大の冒涇行為であることを政府も司法も知りつつ「合祀」は靖国の宗教行為の一環とうそぶくこの威圧的姿勢は、今日の新基地建設、オスプレイ配備にも通じる。沖縄民衆の意思を平然と踏みにじる姿勢と同じで、今もって沖縄への構造的差別支配が連綿と続いている証左でもある。

靖国神社は、かつての侵略戦争を正義の戦争と高く評価し、今もって戦争賛美の社である。そこに「英霊」として祀られることは、沖縄戦の被害者にとってこの上ない屈辱である。しかも遺族の合祀取り消しに対し「信教の自由」を盾に、これを容認する司法の判断も憲法が保障する「国民の人権」を無視し民主主義を根本から否定する暴論だ。遺族の同意・承認を必要とすることは、社会的通念として当然の行為で、被害者と何のつながりのない他者が、被害者を祀る行為こそ不自然で、社会の摂理に反する行為といわざるを得ない。他者から干渉されない、あるいは強制されない権利が優先されることが「信教の自由」の前提にあることが民主主義の基本であることを司法はしるべきだ。

私たちは、最高裁判断が示されたからと言って決してたじろぐものでもない。今後も国政や司法の不正義・不当な行為に対しては人民主権の旗を高く掲げ、不退転の決意を持って臨むし、靖国の本質をあばき、市民運動を通し、「合祀」取り消しに向けた取り組みを強化することを決意する。そして今回の上告棄却判断が、沖縄戦の実相を司法が法の名のもとでの圧殺の暴挙であることと断じ、万感の怒りを込めて抗議するものである。

2012年6月16日
沖縄靖国合祀ガッティンナラン訴訟団一同